

平成31年度事業計画

I 法人事業

1、運営方針について

巷間声の高まりを見せている技能実習生等の外国人雇用の動きの背景は、総務省統計局「労働力調査(2002年～2017年)」に表れているように、この期間における全産業就業者数増加200万人に対し、医療・福祉産業従事者数は340万人増えていて、結果としてこれが他の産業従事者数を140万人圧迫していると見ることができます。ただでさえ人材不足に悲鳴が上がる状態にある私たち業態ではありますが、現在のお他産業の雇用情勢の中、今後の介護関連施設数の増勢を考えたとき、介護職員の確保には一段の難しさが加わるということが予想されます。

また、政府は今年10月からの消費税引上げ時期に、嵩む施設事業費補填等を配慮して介護報酬・基本報酬引上げ0.39%のほか、新設される介護職員特定処遇改善加算が通所介護+1.0%～+1.2%、特養施設及び短期入所が+2.3%～+2.7%と示されているものの、これ等加算対応には、給付金の配分方法の難度の高さに加え、求められる処遇の質的改善取組みが必須であることを考えると費用その他で難題も多く、職員の確保難と相俟って更に厳しい経営を強いられることが考えられます。

係る状況を踏まえ、今年度の事業経営のカギは「稼働率の引上げ」に尽きると言えますが、これにも自ずと限界があり、一方では、施設稼働後12年余経過による諸設備の老朽化対策或いは人件費等の負担増が重圧となり、採算面の悪化が回避できない状況下でもあります。幸い、職員たちの業務に対する前向きな姿勢維持が支えとなっており、当年度は、特段の改善意識を持ち、また計画性を以て諸施策に取り組んで参ります。

2、事業計画について

(1) 評議員会及び理事会の開催

定款の定めに則り定例評議員会及び定例理事会の開催、必要に応じた臨時の理事会を開催し、法人運営の健全性維持と節度保持に対処してまいります。

① 定例評議員会の開催＝6月…前年度事業実績及び決算終結、定款変更

11月…補正予算関係

3月…次年度事業計画及び資金収支予算

② 定例理事会の開催＝5月…前年度事業実績及び決算関係、定款変更

11月…補正予算関係

3月…次年度事業計画及び資金収支予算

③ 臨時評議員会・臨時理事会の開催＝必要に応じ随時開催

(2) 経営会議の定例開催

年々厳しさを増す経営環境に対処するには、各職務の代表する者達に経営の実態を伝

え、改善のために何をなすべきか等の課題認識のもと対策を講ずることが重要であり、今年度も経営会議を毎月実施することにします。

具体的には、理事長、施設長はもとより、事務長、介護長、居宅介護支援事業所管理者、デイサービス生活相談員、ケアマネージャー全員、機能訓練指導員等各部門の中核にある者を参加させ、月々の施設の稼働状況や収支状況及び予算対実績或いは年度計画の取り組み状況等を話し合い、経営改善に取り組んでまいります。

(3) 東野の家家族会の開催

入居者ご家族との話し合いの場として、事前は無記名式アンケートを実施したうえで家族会を開催し、並行して、ご入居者・ご家族とユニットスタッフとの懇談の場を設け、フランクに話し合うことによって互いの意思疎通を図り、介護サービスの改善に対処して参ります。

特に、事前の無記名アンケートにはご家族から忌憚のないご意見を多数頂戴し、施設運営の改善に役立てております。また、時として生ずる誤解を解く機会としても有効であり、今後も家族会と無記名アンケートをセットで取組んで参ります。

(4) 地域貢献活動への取組み

① おとしより相談窓口の取組み推進

社会福祉法人に求められる地域への貢献活動の一環として、地域のお年寄り等への何でも相談窓口を継続開設し対処して参ります。

なお、相談いただく機会を増やすべく施設案内パンフレット類への併記による各方面への呼び掛け、相談窓口の存在をPRし、一人でも多くご活用願えるよう工夫に努めながら地域貢献活動の一環として取り組んでまいります。

② 開放防災関連講習会等の実施

年複数回実施している消防訓練に際し、地域の方々に声掛けして参加願い、施設の運営の一端に触れていただくほか、実際の消火器操作を試して頂くことで、地域の方々にいざという時の備えとして役立てていただけるよう取組んでまいります。

また、救急救命普及協会のご助力を得て毎年実施してきた救急救命講習会への参加呼掛けを今年も行い、これもいざという時に役立てて頂けるように対処するほか、施設に設置のAEDの存在を知っていただき、必要に応じ活用頂けるよう、強いてはこれが地域貢献の一助となるよう対処して参ります。

③ 圏域ねっとわーく会議への参加・活動

水戸市南部第一高齢者支援センターがまとめる「地域住民の安心・安全とQOL向上」活動に参加継続し、行方不明者の発見協力等地域への貢献活動の一端を担うよう対処します。

④ 社会貢献事業「いばらき生活支援事業」への参加・活動

茨城県社会福祉施設経営者協議会の取組む「福祉事務所などの自立支援機関において支援を受けている相談者に対する支援事業」に参加し、就労支援のための職場体験機会の提供及び就職活動応援金などの経済的支援を助成します。

⑤ 災害発生時における福祉避難所の設置・運営

「災害時相互応援協定」に基づき、介護老人福祉施設が被災した場合に相互に協力できる体制をとり、万一の災害発生に備え対応します。

また、市内介護老人福祉施設の共同事業として平成 25 年 1 月に水戸市と個別に締結した「災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書」による災害発生時の地域への協力体制の維持に対処します。

(6) 生活相談・苦情受付窓口の活用

生活相談業務に携わる職員は、施設利用者ご本人の心身の状態把握に加え、求めに応じた対策やご家族の要望に耳を傾け、提供する介護サービスに満足頂けるよう配慮することが大事であり、また、担当ケアマネージャーとの打合せ、或いは担当者会議やユニット会議において、ご利用者の要望事項等についてしっかり伝達し、協働的な取組みを推進する必要があります。これが不十分だと苦情に直結することを踏まえ、次の改善に向け指導の徹底に対処し、また、万一苦情発生となった場合、任命した苦情受付窓口担当者、あるいは第三者委員の方々を以て対処し、ご理解を頂けるよう誠意を尽くし取組んで参ります。

(7) 各種委員会の活動

各種の委員会活動を通して、職員自らが自らの視点に立ちやるべきことを検討し、改善対策等を練り上げることが施設運営に当たって重要であり、また、スタッフ一人ひとりの横のつながりを強める有効手段と考えられます。今年度も次の委員会等を計画的に開催し、介護保険制度におけるルールの遵守対策或いは施設内の問題解決等に役立てると共に、より建設的な意見等の吸い上げを図り法人運営に反映できるよう取組んで参ります。

① 入居判定委員会

要介護者増勢予測のある中、特別養護老人ホーム入居希望者に対する入居順位の判定は公平・公正でなければならず、理事長をはじめ施設長、事務長、介護長、医務リーダー、生活相談員・ケアマネージャーに加え、今年度も市役所担当部署の役席者ご列席の下、計画的に取組んで参ります。

なお、入居希望者の確保には相変わらず苦戦を強いられておりますが、空床情報をはじめとした対外アピールを継続的に実施しながら、稼働率を低下させないよう対処するほか、入居順位決定者を一定数確保しておけるよう入居申込者には段取りをつけ迅速な対応を図るよう対処します。

② 感染対策管理委員会

委員会は、入居者の健康管理と感染症対策がとれるよう、看護師を委員長とし、各ユニットリーダー及び施設長、担当ケアマネージャーにより、5～6月・9～10月・11～12月・2～3月に各1回の定期開催を基本にするほか、必要に応じ随時開催することにします。

具体的には、年間を通して施設内の環境整備（換気、浴室・床等の清潔保持点検、流行期の面会制限、来客へのうがい・手洗い・マスク着用等の声掛け等）に取り組むほか、①5～6月＝日頃の標準的予防策の確認（排泄物や分泌物、血液、体液等の取

扱に関する指導・教育等の日常の感染対策)及び新館ご入居者の定期健康診断実施について、②9~10月=研修会の実施(日常の感染対策)及び本館ご入居者の定期健康診断の実施について、③11~12月=ノロウイルス及びインフルエンザ対策及びインフルエンザ予防接種の実施について、④2~3月=インフルエンザ流行状況の確認と対策等に対処します。

なお、施設内の換気や床・浴室・洗濯物等の清潔維持には、前年同様環境整備委員会と協力し合い、効果を高められるよう対処します。

③ 安全管理委員会

施設ご利用者の安全対策・事故防止のため、毎月第4木曜日14時から定期開催します。特に、直近の発生事故やヒヤリハット事例の内容分析に意を注ぎ、再発防止対策について協議検討し、対策が職員に周知されるよう取組みます。

なお、前年に引き続き、送迎車両の整備と安全運転のため、安全運転管理責任者による指導・チェックを徹底します。

④ 効率化委員会

毎月第1乃至第3月曜日の定期開催を基本に委員会を開催します。当面の検討テーマは、基本に則った紙おむつ・パッド・清拭タオル等消耗品類の効果的使用対策、電気・水道等使用の無駄の排除といったことに対処し、業務上の効率化を図ります。

開催時期	検 討 事 項	目 的・内 容 等
4月	1年間のスケジュール検討	取組み事項の洗出しと取組み日程策定
5月、11月	清拭置場の清掃・整頓	整理・整頓による出入庫作業の効率化
6月、10月	エアコン・換気扇・倉庫等の清掃	フィルター清掃等エアコン・換気扇の効率性 up
7月	水道光熱費の使用実績検討	前年実績との比較検討による改善対策提案
8月、12月	紙おむつ・パッド類の使用状況	サイズ別使用量や使用方法の改善対策提案
9月	上半期の経過と反省	下半期の取組み検討
1月、2月	次年度以降の取組事項等検討	次年度事業計画への反映
3月	1年間の経過と反省	各項改善対策等の検討

⑤ 環境整備委員会

当施設の理念とする「清潔で明るい環境づくり」のため、毎月第2水曜日、14時から定期開催します。

月	項 目	内 容	月	項 目	内 容
4月	清掃、整理整頓	リネン庫、倉庫	10月	屋上清掃	本館・新館屋上
5月	夏の日差し対策	葦簀・スダレの設置	11月	冬対策	葦簀・スダレ片づけ
6月	除草作業	庭・花壇・農園、他	12月	落ち葉拾い	駐車場・植栽間等
7月	浴室清掃	床・機械浴槽・排水口	1月	次年度計画検討	年内の経過と反省及び次年度取組案
8月	除草作業	庭・花壇・農園、他	2月		
9月	除草作業	庭・花壇・農園、他	3月	-	-

⑥ 特別行事委員会

施設利用者の生活に楽しみと潤いが得られるようマンネリ化しない行事設営を心

がけ取組んで参ります。特に敬老祭及び新年会の開催に際しては、お願いするボランティアの方の選定と事前折衝に時間的手配が必要であり、目的とする楽しさへの演出等しっかり工夫対応できるよう随時開催します。

なお、各種バイキングの開催については、施設利用者の食の楽しみとして定着しており、厨房側とタイアップを密にし目的が十分適えられるよう取組みます。

開催時期	項目	目的・内容
5月	デザートバイキング	数種のケーキや甘味類をおやつの時間に提供し食して頂く
6月	保育園児との交流	保育園児の演芸(遊戯・歌)を通し触合いを楽しんで頂く
7月	天ぷら実演・会食	面前調理の天ぷらを味わいながら内部触合いの場とする
9月～10月	敬老祭	楽曲等の演芸を楽しんで頂くほか長寿表彰、家族交流
12月	クリスマスバイキング	オードブル類の提供でクリスマスの雰囲気を楽しんで頂く
1月	新年会	楽曲を交えた祭物を設営し新年を祝う
2月	寿司バイキング	鮮魚を中心とした面前調理の寿司の味を堪能頂く

⑦ 広報委員会

1月及び7月の年2回発行を基本に委員会を随時開催し、施設利用者の様子などが家族にお伝えできるよう記事を工夫し発行します。また、当施設のホームページ上にも広報誌の掲載を継続して参ります。

⑧ 給食委員会

提供する食事を食べ易く美味しく味わって頂けるよう、提供する食事の改善の検討の場として毎月最終火曜日の13時30分から定期的で開催します。参加者は、管理栄養士を委員長とし、施設長、事務長、介護長、各ユニット等代表、厨房管理者・栄養士・調理長とし、率直な意見交換と対策検討に取り組めます。

また、提供する食事には極力季節感が出るよう努め、東野の家菜園栽培の季節の野菜も取り入れて食の楽しみにアクセントを加えて参ります。

なお、談話室を利用し入居者同士の会話を楽しんで頂けるよう、軽食や飲み物を用意した「東野カフェ」を設営します。

実施時期	項目	目的・内容
毎月1回	イベント食	季節感を取り入れたメニューを提供します
5月	デザートバイキング	5～6品のおやつを用意し楽しんで頂きます
6～7月	天ぷら実演・会食	揚げたての天ぷらを味わって頂きます
9月	敬老祭	入居者・家族へのおやつを工夫し提供します
12月	クリスマスバイキング	10品ほどの食事とデザートを昼食時に提供します
3月	寿司バイキング	厨房委託業者所属の寿司職人による握り鮭の提供
通年	料理教室、誕生会	各ユニット計画の下実施します
毎月1回	東野カフェ	希望に応じ軽食と飲み物を用意し楽しんで頂きます

⑨ 職員衛生委員会

労働安全衛生法に定められた職員に対する各種健診とインフルエンザやノロウイルス感染予防対策等のため、毎月第3木曜日の14時から定期開催します。委員会

は、衛生管理者を委員長とし、都度産業医の出席を求めながら、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー及びユニットリーダー全員で構成し、職員の定期健康診断やメンタルヘルス維持のためのストレスチェック或いはインフルエンザ予防接種等の実施計画策定、その他感染症対策等の検討等職員の健康管理のため、月別に検討項目を設け抜け落ちのないよう検討し着実に対策を進めます。

⑩ 防災委員会

不定期開催ながら、万一の災害発生等に備え、その対策の検討や日々管理、消防訓練の実施等に取り組めます。

また、今年度も、周辺地域の方々に参加を呼びかけて消防訓練や救急救命訓練を実施し、地域とともに歩む施設作りと安全対策に対処します。

⑪ 身体拘束ゼロ委員会

毎月第3木曜日、14時からのユニットリーダー会議終了後から、施設長を委員長として、介護長、看護師、ケアマネージャー及びユニットリーダー全員を構成員とし、「身体拘束廃止」の基本理念を逸脱することのないよう対策して参ります。また、他所における身体拘束解除の成功事例等の研究にも意を払い、切迫性、非代替性、一時性の三要素の解決方法を学びながら、安易な身体拘束を阻止する介護体制づくりを進め、それが事例発生時の対策として生かされるよう取り組みます。

⑫ 褥瘡対策委員会

前号と同様に毎月第3木曜日開催のユニットリーダー会議終了後に定期開催します。委員長は医務室リーダー看護師とするほかユニットリーダー会議メンバー全員で委員会を構成します。

褥瘡対策には、ア、除圧(体圧分散)、イ、栄養管理(低栄養化防止)、ウ、基礎疾患の治療、エ、清潔の保持といったものが上げられますが、入浴や排せつ介助時の症状有無の観察等による早期発見も重要であり、また、症状が見られた場合の対策周知も必要といえることを踏まえ、これ等をしっかり対処できるよう取り組みます。

今年も、褥瘡対策に係る研修会を設営し、褥瘡ができる原因や悪化要因或いは褥瘡に関する基礎知識、日常的ケアにおける予防策などを学ばせ、対策として一歩進んだ体制づくりに取り組みます。

⑬ 腰痛予防対策検討委員会

毎月第3木曜日の14時30分からの定期開催を基本に職員の腰痛予防について検討し、対策を具体化するべく取り組んで参ります。

そもそも平成25年6月に厚労省労働基準局長示達の「職場における腰痛予防対策指針」は、急増する保健衛生の業務従事者の腰痛発症者に対処するため、社会福祉施設での具体的腰痛予防対策に注力を要するとし、また、当施設内における腰痛に係るアンケート調査や腰痛健診結果でも同様の状態が示されているところから、対策急務として当委員会を立ち上げた経緯があります。

今年度は、既に導入したトランスファー補助具としてのスライディングボードやスライディングシート、個浴用入浴リフト等の活用浸透対策及び作業開始前のスト

レッチ励行など、追加の新規機器導入より前に取り組み強化しなければならず、対策していくことにします。

なお、昨年度中にデモ機で使い勝手を確かめた器具類は、性能に一長一短があり、更に検討を継続し結論が導き出せるよう取組んで参ります。

また、対策強化手段として外部講師を招き、腰痛予防のための介護方法を学ぶ機会を設営するほか、再度のアンケート調査を実施し今後の対策検討に役立て、結果としてこれが介護職員の離職防止に有効となるよう対処します。

⑭ ユニットリーダー会議

当施設の運営において要となるユニットリーダーによる定例会議を毎月第3木曜日、14時から継続開催します。会議構成は、ユニットリーダーに加え、施設長、介護長、医務室リーダー、ケアマネージャーとし、各業務間の意思疎通と経営からの伝達、懸案事項に対する協議・検討を行いながら、入居者の安心と安全を対策し、業務運営の安定化を進めて参ります。

(8) 職員業務研修の取組み

施設への入居基準が重度化し、施設に求められる役割が変化してきている現在、①新たな知識、技術の習得機会をもつ、②職員確保の際の訴求力を高める、③研修の企画・実施を通じた職種間の相互理解の促進、が必要度を増幅しております。

そして、ますます複雑化し難解になりつつ介護保険制度の中、職員のスキルアップのための研修計画を確実に進めることで、標榜する意欲的な職員の確保と入居者の安全対策を図っていくことにします。

① 内部研修

今年度の内部研修取組みに当たっては、次のように計画し確実に進めるようにします。

年月	項目	研修内容	対象者	
31	4月	排せつ介助…紙おむつ・パッド類の使用法	外部講師(KK光洋)	新人職員・中堅職員
	5月	非常災害時の対応について(消防機器操作訓練)	外部講師(水戸ホーチキ)	全職員
	6月	個人情報・プライバシー保護、倫理・法令遵守	事務長	新人職員・中堅職員
	7月	ユニットケアについて	介護長	新人職員・中堅職員
	8月	身体拘束ゼロのための取組み	施設長	新人職員・中堅職員
	9月	介護事故予防及び緊急時の対応について	介護長	新人職員・中堅職員
		救急救命講習Ⅰ	救命救急普及協会	全職員・地域住民
	10月	看取りケアについて	看護師	介護職員
		救急救命講習Ⅱ	救命救急普及協会	全職員・地域住民
	11月	非常災害時の対応について(消防機器操作訓練)	外部講師(水戸ホーチキ)	全職員
		感染症・食中毒予防対策及び発症時の対応	看護師、	新人職員・中堅職員
	12月	認知症ケア及び精神的ケア、虐待防止について	看護師、	新人職員・中堅職員
32	1月	褥瘡予防及び発症時の対応について	看護師、	新人職員・中堅職員
	2月	高齢者の疾病と身体と心	看護師	新人職員・中堅職員
	3月	介護技術・腰痛等予防について	介護長	新人職員・中堅職員

② 外部研修

施設内で学べない新しい知識や技術を学ぶ機会として、積極的に対処します。

なお、「ユニットリーダー研修」及び「経管栄養・喀痰吸引研修」等の受講済者を増員し体制の拡充を図ります。

(9) 運営基盤の安定化取組み

今年10月予定の消費税率再引上げに伴うコスト増に対し、介護報酬引上げが示されておりますが、利用者負担の抑止を前提とした現制度下では嵩む費用の補てんがどこまで進むか心配のあるところです。加えて、施設利用者の確保難や職員確保難が今後も続くことが予想され、これ等には自助努力による採算性の維持への取組みが必要であり、入居者確保のための外訪活動継続のほか、新たな加算項目への取組みを検討し実現しなければなりません。

また、運営基盤の安定化には人的な確保が第一であり、そのための職場環境改善策の一環として、今年度はコンピュータシステムの再構築に取り組むことにします。

なお、社会福祉法の改定関連対応として定款の一部を①租税特別措置法第40条対応、②理事・監事及び評議員の損害賠償責任免除対応 等として追加的な改定を検討することにします。

① コンピュータシステムの再構築

現在の業務処理に係る全ユニット配置のノートパソコンがメーカー保守サービス期間満了となることに加え、他の各種業務処理に関しても最新コンピュータシステムによる利便性向上が期待できる状況に鑑み、基本ソフト(OS)windows7仕様ソフトを10仕様の業務ソフト(富士通のHOPE/WINCARE-ES)に切替えた上で、タブレット端末併用の関連機器構成とすることで各種業務処理の効率性を図りたいと考えます。

但し、新機種を使いこなすためには相応の準備・訓練が必要であり、特にレセプト/請求データへの反映には過誤の発生防止に慎重対応が必要と考えられるため、段階的移行を視野に入れ取組んで参ります。

② 定款の一部改定

平成30年4月1日改定した改訂社会福祉法対応の定款について、以前から検討課題として俎上にあった代表者からの無償譲受不動産の価格変動対策(租税特別措置法第40条)を組み込むべく一部変更対応することにします。

また、改定社会福祉法において強化された、法人経営に係る評議員及び役員の損害賠償責任に関し、一般社団法人法等に関する法律第113条第1項の一部免除規定の考えを準用して定款を変更することにします。

③ 照明器具のLED化

現在照明器具として使用中の蛍光灯の生産中止の動きの中、光熱費の節減対策の一環として館内照明をLED化することにします。

現在の館内照明は1日24時間・365日、常に稼働していて、自ずと蛍光灯の消耗も多く、且つ消費電力量も割高感があるため対処するものです。

但し、費用の期間負担軽減対策として二次に分けて敷設することにします。

Ⅱ 特別養護老人ホーム東野の家事業計画

1、運営方針

福祉医療機構の昨年4月調査データでは、特別養護老人ホーム入居待機者数366千人(1施設当たり117.3人)となっており、待機者数は現在も増加傾向にあると考えられる一方で、全国社協人材センターの昨年9月における茨城県の福祉分野関係有効求人倍率が4.68倍という数字が示されております。このことは、入居需要があっても施設の空床が生まれる原因の一つとされますが、他方では、空床原因を、入居需要が少ないとか、入居需要があっても医療的ケアが必要なため施設対応ができない、或いは、施設運営形態や地域によりニーズの偏りが見られる、等々の意見があり、複合的な要因が特別養護老人ホームの運営に影響を与えていると受け止めなければならず、これ等を考慮して対策を講じていく必要があります。そのために、今年も引き続き「入居希望者に選んで頂ける施設作り」に取り組み、併せて公平・公正を前提に入居希望者に対する事務的処理をスピーディーに行い、結果として空床率を引き下げられるよう取組んで参ります。

2、具体的な計画

(1) より良い介護サービスの提供

個々の入居者の心身の状況や生活習慣、好み、本人・家族の要望事項等を把握し、健康で元気な生活の維持が図られるようケアプランを作成し、合意形成を図ったうえで取組んで参ります。また、ケアプランの長・短期目標に基づき個々の状況を斟酌して作成する機能訓練計画書には、歩行訓練や立位訓練、散歩或いは遊具等を利用した輪投げやボーリングなどの楽しみを交えた運動の中で、入居者の残存機能維持と自立支援に繋がられるよう対処するなど、次の各項によるより良い介護サービスの提供に取り組めます。

- ① 入居者の要望に十分耳を傾け、求めるところを最大限汲み取れるよう努めます。
- ② 起床から就寝までの1日の生活時間について、入居者の自己決定を尊重します。
- ③ 人権尊重とプライバシー保護に配慮して対処します。
- ④ 日常生活における介助と援助は、自立支援に繋がられるよう取組めます。
- ⑤ 健康管理上重要となる口腔機能維持・向上について、契約歯科医師及び歯科衛生士の指導等を仰ぎながら口腔ケアに怠りなく取組んで参ります。
- ⑥ 栄養管理プランに基づく栄養管理を行い、嚥下能力の低下を来した入居者へのソフト食の提供或いはユニット内炊飯と面前盛り付け等による食の楽しさを演出・工夫して参ります。
- ⑦ フットケアやハンドケアなど、日常的な健康管理を大事にします。
- ⑧ 個々の入居者の身体的状況を把握し、その身体的状況に合致した個別機能訓練計画書を策定して、より実効性のある機能訓練に取り組んで参ります。
具体的には、歩行訓練、筋力向上やストレッチ運動、着替えや排せつといった日常生活訓練に加え、習字、合唱やカラオケなどの趣味活動支援にも取り組み、自立支援に対処します。

⑨入居者の身体拘束ゼロを基本に、全職員が知恵を出し合い、一致協力して身体拘束に代わる方法を作り出し、入居者の安全が図られるよう対処します。

(2) 事故防止への取組み

毎月定期的に開催する安全管理委員会において、事件事例やヒヤリハット事例の発生原因を明らかにしながら再発防止の対策を職員に周知徹底のうえ、より安全な介護サービスの提供を目指して次の各項に取組みます。

- ① 24 時間管理シートによる入居者の行動パターン把握が安全管理に有効であることを踏まえ、時々の変化を補足反映させながら、目配り・気配りによる事故防止に対処します。
- ② 喀痰吸引と経管栄養に係る研修受講者を増やし、対応能力を高めて事故防止に対処します。
- ③ 消火器や消火栓を利用した消防機器類の操作訓練や避難誘導訓練を定期的を実施し、万々に備えて参ります。

(3) 年間行事

今年度の行事予定等は、次の年間スケジュールにより入居者に施設における生活に変化と潤いを感じて頂けるよう取組んで参ります。

区分 年月	行 事 内 容			趣味活動	
	施設全体		ユニット単位		
31.4月	①リハビリ体操及び		誕生会 料理教室 東野カフェ	お花見	毎月1回外部 講師(ボラン ティア)によ り開催
5月	カラオケ…毎朝 11時から30分、	デザートバイキ ング		おやつ作り	
6月	ユニット職員の持 ち回り			外食	
7月	②リハビリ体操外部	天ぷら実演会		おやつ作り	
8月	指導員対応月2回 11:00~12:00及			外食・デザート作 り	
9月	び14:00~15:00	敬老祭		夏祭り・デザート 作り	
10月	③音楽療法…毎月1			外食	
11月	回			外食	
12月	11:00~12:00	X マスバイキン グ		ドライブ	
32.1月	④傾聴ボランティア …毎月1回 14:	新年会		クリスマス会	
2月	00~	寿司バイキング		おやつ作り	
3月				ひな祭り	

(4) 日課

一日の生活時間がゆったり経過し、慌ただしい生活にならないよう対処するほか、入居者自身の意向を尊重し、強制とならないよう配慮しながら、概ね次の日程で運営します。

時 間	日 課 内 容
6 : 00 ~ 8 : 00	起床、洗顔、着替え、朝食準備
8 : 00 ~ 9 : 00	朝食、団らん、食事片付け
9 : 00 ~ 10 : 00	清掃、洗濯
10 : 00 ~ 11 : 50	レクリエーション、機能訓練、カラオケ、リハビリ体操…
11 : 30 ~ 12 : 00	昼食準備
12 : 00 ~ 14 : 00	昼食、団らん、食事片付け
13 : 50 ~ 15 : 30	入浴、散歩、機能訓練など
15 : 30 ~ 18 : 00	趣味活動、自由時間
17 : 30 ~ 18 : 00	夕食準備
18 : 00 ~ 21 : 00	夕食、団らん、食事片付け
21 : 00 ~ 24 : 00	就寝準備、就寝、オムツ交換、その他個別ケア

Ⅲ ショートステイ東野の家事業計画

1、運営方針

ショートステイが要介護乃至要支援の状態にある方への短期的生活介護であることを踏まえ、在宅における生活リズムを壊さぬよう配慮したうえで、利用者・家族の利用目的に適う生活支援に対処します。そのためには、居宅介護支援事業所の作成するケアプランに加え、サービス担当者会議における対応策協議事項及び実際の介護支援に当たっての利用者本人の状態把握や利用者・家族の希望等に配慮した個別援助計画を作成し、入所中の生活に満足が得られるよう取組んで参ります。

また、提供する介護サービスには、利用者・家族が理解しやすい説明を丁寧に行うほか、関係市町村、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉サービス提供者等との連携に齟齬を来さぬよう配慮し、サービス利用満足度の向上に努めます。

なお、今年度も引き続き稼働率の維持向上対策として、特別養護老人ホーム担当グループと協働して周辺医療機関や老人保健施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等への営業訪問を継続するほか、それら関連事業所等への空床情報の発信とホームページ上への掲載を継続して参ります。

2、具体的な計画

(1) 利用者の処遇方針の周知徹底

運営方針に基づき作成された短期入所生活介護サービス計画書が形骸化することのないよう、ユニット会議を通じて対処方針を明確化するとともに、入所期間中の摂食、排せつ、睡眠等の生活状況等について時々の変化をも踏まえ適切に対処できるよう周知対応して参ります。

(2) 事故防止への取組み

徘徊や不穏行動、帰宅願望の強い方など多様な個々人の状態について、担当生活相談員とユニットリーダー及び関係ユニット職員と都度対策協議を加えながら、事故防止に生かせるよう対処します。

なお、万一の災害発生に備えるため、利用者に対し施設で行う防災訓練への参加・呼び掛けを行い、対処します。

(3) 年間行事と日課

年間行事及び日課については、併設の特別養護老人ホームと同様の設営を基本に対処して参ります。

なお、利用者の体調と自由意思尊重の姿勢を以て参加への呼び掛けを行い、入所中の生活に楽しさと潤いが持てるよう工夫し取組みます。

IV デイサービス東野の家事業計画

1、運営方針

デイサービス事業形態に関しては、平成 28 年 4 月から定員縮小のうへ地域密着型へ移行し、更に、平成 30 年 4 月には要支援者対応を介護予防・日常生活支援総合事業(第 1 号通所事業)へと移行したことで、標榜する「地域で支えあう体制づくり」への着地を果たしました。通所介護事業は、地域に密着して、地域の実情に応じ、地域住民とともに、介護を要する方やこれに準ずる方々を支えることが求められており、事業展開に当たってもこの趣旨を十分踏まえ、地域住民と交流する度合いを高めながら、多様化するニーズの把握に努め、提供する介護サービスの質を高められるよう対処します。

また、他との競合が厳しさを増す折り、利用者の安定的確保が重要であり、居宅介護支援事業所と連携して利用者の満足が得られるよう取組みます。

2、具体的な計画

(1) 地域住民との交流

地域住民との交流を更に進め、地域に根差し、地域のニーズに合致した施設作りのため、前年に引き続き次のように対処します。なお、今年は新たに近隣小学校に声掛けし、夏休み期間中におけるボランティア活動としての来訪や書道教室開催時の書初め宿題作成参加などを実現を目指し、地域との交流を深められるよう取組む計画です。

- ① 利用者・職員手作りによる花の寄せ植え鉢の近隣小学校寄贈を継続します。
- ② 近隣保育園児と利用者・職員との交流の場として、東野の家菜園の収穫を共に楽しんで頂けるよう設営します。
- ③ 利用者・家族及び地域住民参加による講演会に取組みます(年 2 回予定)

(2) 生活相談の充実

- ① 利用者の状況把握と家族との連絡・協議の下、サービス担当者会議が積極的な意見交換の場となり、通所介護計画書の補正・修正に生かされることで、通所介護の利用目的に適うサービス提供が実現できるよう対処します。
- ② 倫理規定に基づき、人権擁護・虐待防止への取組みは重要であり、引き続き虐待等の被害が疑われる事象発見に際しては、居宅介護支援事業所への連絡や地域包括支援センター等行政担当部署への通報を怠りなく行います。

(3) 機能訓練の実施

機能訓練への取組みが強要に繋がらないよう十分配慮したうえで、利用者個々人のデイサービス利用目的の見定めと長・短期の目標、本人・家族の希望・要望を踏まえ、歩行訓練やトレーニング機器類の活用など自立支援に向けた機能訓練を計画的に取り組みます。

(4) 送迎時の安全確保

安全運転管理者による送迎車両の整備・管理の指導と、送迎に携わる者の始動前の点検励行、法令順守による走行の徹底を図り、事故の無い安全な送迎を行います。

また、送迎車両の配備と行程スケジュール組立に際しては、事故防止の観点から時間設定に無理が生じないように対処します。

(5) レクリエーション及び趣味活動

年 月	月 別 行 事 予 定	年 間 行 事 予 定
31/4月	お花見(桜)	① ショッピング…通年 衣料品などの陳列を楽しんで頂く。 ② カラオケ大会…毎月1回 歌を通して楽しい時間を過ごして頂く。 ③ クッキング 東野の家菜園で収穫した野菜などを使って調理・会食の楽しさを味わって頂く。 ④ 野菜作り…通年 農作物の育成と収穫の楽しさを味わって頂く(ソラ豆、インゲン、トマト、キュウリ、ナス、カボチャ、ジャガ芋、サツマ芋、etc.)
5月	寄せ植え鉢花寄贈学校訪問、デザートバイキング、ボランティア演芸観覧、講演会受講	
6月	お花見(紫陽花)	
7月	東野の家菜園収穫祭(ジャガイモ)	
8月	夏祭り、ポーリング大会	
9月	敬労祭、ぶどう狩り、講演会受講	
10月	東野の家菜園収穫祭(サツマイモ) 寄せ植え鉢花寄贈学校訪問、料理教室、茶会	
11月	菊花鑑賞、ボランティア演芸観覧	
12月	クリスマスバイキング	
32/1月	初詣、新年会	
2月	節分・豆まき	
3月	お花見(梅)、ひな祭り会、茶会、パン教室 寄せ植え鉢花植え込	

(6) 日課

時 刻	利 用 者	事 業 所
8:00～		ミーティング、車両点検、受入準備
8:15～	送迎車乗車	送迎車出発
8:30～	送迎車降車	利用者受入
～9:00	日課説明、休憩	日課説明、配茶、介助
9:30～	バイタルチェック、入浴開始	連絡帳閲覧、バイタルチェック、入浴介助
～11:00	入浴終了、休憩	入浴介助、水分補給
11:00～	リハビリ体操、カラオケなど	リハビリ体操見守り・介助、昼食準備
12:00～	昼食	昼食介助
13:00～	昼食、機能訓練、趣味・創作活動	生活運動機能訓練、趣味活動等支援
15:00	おやつ、お茶	配茶、介助
15:15～	帰宅準備	帰宅準備支援、連絡帳記録
15:20～	送迎車乗車	趣味・創作活動 送迎車乗車介助、運転
16:20～	送迎車降車	帰宅準備 送迎車降車介助、運転
16:30～		送迎車乗車・降車 翌日送迎配車検討、実績記録

(7) 運営推進会議の開催と地域との連携

地域密着型通所介護事業として設置義務を負う運営推進会議の構成は、利用者家族1名、地域の代表3名、地域包括支援センター担当課職員1名、施設長、担当ケアマネージャー、生活相談員の計8名から成り、年2回開催を前提として運営しておりますが、今年度も次の日程で開催し、施設運営に対する率直な意見や提案を頂きながら、より良い介護サービス提供に取り組んで参ります。

- ① 第1回＝平成31年6月28日(金)13時30分～於；デイサービス地域交流スペース
- ② 第2回＝平成31年11月22日(金)13時30分～於；デイサービス地域交流スペース

V 居宅介護支援事業所東野の家事業計画

1、運営方針

事業対象者である要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供する目標達成のため、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、その能力に応じて自立した生活が営めるよう、利用者の心身の状況を踏まえて支援して参ります。

また、在宅生活の安定には家族等の協力が必須であり、介護力や家庭環境に配慮してサービスの調整や提案を行い、双方が不安なく生活できるよう取組みます。

なお、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、高齢者支援センター、他の居宅サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と連携を図り、対処します。

2、具体的な計画

(1) サービス提供体制の整備

運営方針に従い、利用者の立場に立った公平中立なサービス提供を第一とし、利用者・家族との信頼関係を緊密化し、各関係事業者との連携を図りながらサービス提供体制の整備に取組みます。そして、制度の改定などの変化を見据えて、地域包括支援センターや圏域の高齢者支援センターとの情報交換や協力体制を強化して事業の安定を図って参ります。

(2) 利用契約者数の確保

平成30年度における契約者数は、新規先や引き継ぎ依頼先の成約者と施設入所や病院入院・逝去等による契約解消先がほぼ拮抗していて、当初目標契約先数の確保が厳しい情勢にあり、今年度も同様な経過が予想されますが、課題は要介護契約者の確保に注力する必要があると見られ、今年度は努力目標として当該契約者割合を引き上げ、利用者総数を押し上げられるよう取組むことにします。そのためには、地域包括支援センターや圏域の高齢者支援センターとの連携を継続するほか、今後も丁寧な居宅支援に取組み強化に配慮した中で、利用者家族や近隣住民へのアプローチにより成果が得られるよう対処して参ります。

(3) 各種研修への参加による業務知識の向上

居宅支援事業所管理者として必須の要件である主任ケアマネージャーの更新期に当たり、この更新要件を満たせるよう対処して更新研修を確実なものにするほか、制度改定に係る情報収集や業務環境の変化に対応できるよう外部研修に積極的に参加し、サービスへ反映させることで利用者の満足度の向上が図られるよう取組んで参ります。

(4) 虐待防止への取組み

人権擁護・虐待防止への取組みは重要であり、引き続き虐待等の被害が疑われる事象発見に際しては、地域包括支援センター等行政担当部署への通報を怠りなく行います。